

令和4年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 4年 4月 4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 4年 4月 4日

開 議 令和 5年 3月 3日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（12番）木佐貫 徳和 君 （1番）後藤 道子 君

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
 （書記）土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	竹野洋一君	経 済 課 長	新保哲郎君
教 育 長	山崎洋一君	教育振興課長	浜田幸夫君
総務課長	熊之細等君	税 務 課 長	畦地明浩君
支 所 長	坂口達郎君	建 設 課 長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	建設課技術統括監	竹野広美君
企画課長	相羽康德君	町民保健課長	上大川秋広君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
		総務課係長	原 琢 磨 君

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 4年 3月 3日 午後 1時 43分

議 事 日 程

日程第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日程第 2	審 議 期 間 の 決 定
日程第 3	諸 般 の 報 告

(議案上程、説明、質疑)

日程第 4	報告第 1 2 号	令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 2 号) の専決処分について
-------	-----------	---

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 5	議案第 5 6 号	令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 3 号) について
日程第 6	議案第 5 7 号	令和 4 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 7	議案第 5 8 号	令和 4 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 6 号) について
日程第 8	議案第 5 9 号	令和 4 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 9	議案第 6 0 号	令和 4 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 1 0	議案第 6 1 号	令和 4 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 1 1	議案第 6 2 号	令和 4 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 1 2	議案第 6 3 号	令和 4 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 5 号) について
日程第 1 3	議案第 6 4 号	南大隅町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 4	議案第 6 5 号	南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 5	議案第 6 6 号	南大隅町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 6	議案第 6 7 号	南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 7	議案第 6 8 号	南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 8	議案第 6 9 号	南大隅町個人情報保護に関する法律施行条例制定の件
日程第 1 9	議案第 7 0 号	南大隅町個人情報保護条例の廃止について
日程第 2 0	議案第 7 1 号	南大隅町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
日程第 2 1	議案第 7 2 号	南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 2 3 発委第 4 号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
- (議案上程・説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 2 4 議案第 7 4 号 令和 5 年度南大隅町一般会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 7 5 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 7 6 号 令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 7 7 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 7 8 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 7 9 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 8 0 号 令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 8 1 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計予算について

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから、令和4年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、木佐貫徳和君、及び、後藤道子さんを指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。

3月会議の審議期間は、本日から3月22日までの20日間にしたいと思います。

異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月22日までの20日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治君）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から、12月から2月までの例月出納検査の結果及び随時検査に関する報告が提出されました。

次に、本日まで受理した陳情書は、別途のとおりお手元に配付いたしました。

また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。

系統議長会関係では、2月17日、県町村議会議長会第74回定期総会が開催され、令和3年度の決算の承認及び、令和5年度事業計画及び予算が議決されました。

また、私が15年以上の在職の自治功労者として全国町村議会議長会より表彰され、伝達を受けたところであります。

肝属郡町村議会議長会第234回定期総会については、2月17日に鹿児島市で開催され、令和5年度行事計画及び令和5年度の予算が議決されました。

そのほか、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付しておりますので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 報告第12号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

議長（松元勇治君）

日程第4 報告第12号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。3月会議初日、よろしくお申し上げます。

報告第12号は、令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてであります。

本件は、鹿屋市において高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う車両消毒ポイントに係る経費の執行について、緊急を要したため、去る2月8日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億7千1百52万4千円としたものであります。

歳出予算では、消毒作業に従事する職員の人件費を計上し、歳入予算では、所要の財源として地方交付税を計上いたしました。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第 5 議案第56号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）について

▼ 日程第 6 議案第57号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予

- ▼ 日程第 7 議案第58号 算（第3号）について
令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）について
- ▼ 日程第 8 議案第59号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 9 議案第60号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第10 議案第61号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第11 議案第62号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第12 議案第63号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）について

議長（松元勇治君）

日程第5 議案第56号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）についてから、日程第12 議案第63号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

ただ今、一括提案となりました、議案第56号から議案第63号までの8件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号は、令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3千7百81万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億3千3百70万6千円とするもののほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正、地方債の補正であります。

歳出予算は、派遣職員給与負担金、国県補助金の事業確定による精算返納金、農地利用最適化交付金事業などの計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、繰越明許費の設定では、定住促進住宅取得資金補助金ほか20件につきまして、事業が令和4年度中に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定め、債務負担行為補正につきましては、派遣職員住宅等賃貸借料など令和5年度の業務委託料等の追加を計上し、また、地方債補正においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第57号は、令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4百3万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、14億9千7百22万5千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整等を行ったところであります。

次に、議案第58号は、令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1百70万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3千2百51万6千円とするものであります。

今回の補正は、人件費及び事業費の決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第59号は、令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千9百77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億9千7百27万5千円とするものであります。

今回の補正は、基金積立金及び介護給付費負担金の確定に伴う償還金を計上するものであります。

次に、議案第60号は、令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1百24万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、1千4百1万円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整であります。

次に、議案第61号は、令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5千6百18万2千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整を行い、第2表では、債務負担行為の設定、第3表では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第62号は、令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百2万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4千9百96万1千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みによる調整を行ったものであります。

次に、議案第63号は、令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

本件は、収益的収入に33万円を追加し、収益的収入の予定額を3億2千4百54万1千円とし、収益的支出から2百69万9千円を減額し、収益的支出の予定額を3億9百80万1千円、次に、資本的収入から1千7百37万円を減額し、資本的収入の予定額を1千9百93万円とし、資本的支出から1千5百55万1千円を減額し、資本的支出の予定額を1億4千4百88万7千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第56号 一般会計補正予算（第13号）についてご説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、事業費確定及び決算見込み等による予算の調整を行うものが大半でございます。

主なもののみご説明申し上げます。

歳入でございますが、10ページをお願いします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者福祉費負担金1百15万円。

それから12ページをお願いします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、1節障害者福祉費負担金57万5千円は、それぞれ補装具交付修理事業に係る障害者自立支援負担金でございます。

11ページをお願いします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金1百万円は、学校における感染対策等支援事業に係る学校保健特別対策事業補助金でございます。

12ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金に、下段ですが農地利用最適化事業に係る交付金1百76万2千円を計上いたしました。

15ページをお願いします。

21款諸収入、3項雑入、1目雑入、ページの下の段ですが、県市町村振興協会市町村交付金として2百96万8千円を計上し、続いて、次のページの上段ですが、派遣職員給与負担金として4百80万8千円、派遣職員の人件費分として鹿児島県が負担するものでございます。

次に、歳出でございますが18ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、次のページをお願いします。18節負担金補助及び交付金に、派遣職員給与負担金8百97万5千円、県派遣職員に係る人件費負担金でございます。

23ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、22節償還金利子及び割引料6百66万3千円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や障害者自立支援給付費など、国や県の補助事業確定に伴う精算返納金でございます。続いて、同じページの下段、21目新型コロナウイルス対策費ですが、学校における感染対策等支援事業に係る10節需用費の消耗品が1百20万円、17節備品購入費が80万円で、他の事業の決算見込みによる減額調整と相殺し、消耗品費は1百5万1千円の追加、備品購入費は39万6千円の減額計上となっております。

26ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費に次のページをお願いします。19節扶助費に補装具交付・修理2百30万円の追加を計上いたしました。

33ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬2百46万8千円は、農地利用最適化推進委員等に係る報酬でございます。

次に、繰越明許費ですが5ページをお願いします。

第2表 繰越明許費につきましては、定住促進住宅取得資金補助金55万円など、21事業について、年度内に事業が完了出来ない見込みであることから、予算を翌年度に繰越して使用するために設定を行うものでございます。その他の事業名及び金額などについては、お目通しをお願いいたします。

次に、債務負担行為補正ですが6ページをお願いします。

3表 債務負担行為補正については、令和5年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、派遣職員住宅等賃借料（鹿児島県）など、3件の事業の期間と限度額の設定を追加するものでございます。

続いて、下段の第4表 地方債補正でございますが、今回9件の変更をするものがございます。それぞれの事業について、決算見込みによる歳出予算の補正に合わせて、地方債についてもそれぞれ調整するものがございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。以上、よろしくご審議、決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（上大川秋広君）

続きまして、議案第57号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金38万6千円は、都道府県繰入金（2号分）交付金の一括算定に伴う減額でございます。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金4百1万3千円は、各繰入金の確定に伴う減額でございます。同じく、2項基金繰入金、1目基金繰入金1千8百72万3千円は、補正に伴う減額調整でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金1千8百72万1千円は、令和3年度の決算に伴う繰越金でございます。

11款諸収入、4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金3万4千円は、収入増に伴う増額でございます。同じく、3目一般被保険者返納金33万円も収入増に伴う増額でございます。

次に、歳出でございます。

8ページから10ページになります。

1款総務費から6款保健事業費まで、事業の確定に伴う不用額の減額でございます。以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

次に、議案第58号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目辺塚診療所一般管理費から、10ページ、3款公債費、1項公債費、2目利子まで、1百70万3千円の減額計上となっております。決算見込み等による予算の調整を行うものであります。

それに伴う歳入6ページです。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目診療使用料から、7ページ、5款諸収入、2項雑入、1目雑入まで、1百70万3千円の減額計上となっております。決算見込み等による使用料等と一般会計繰入金の調整を行うものであります。

以上、ご審議ご決定くださるようよろしく申し上げます。

介護福祉課長（中村喜寿君）

それでは、議案第59号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書7ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険基金積立金に、基金積立金としまして3千1万8千円を。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、介護給付費負担金の確定に伴います償還金1千9百75万2千円を計上しております。

歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に1万7千円を。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に、前年度繰越金としまして、4千9百75万3千円を計上したところでございます。

続きまして、議案第60号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますので7ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に、事業費の決算見込みによります1百24万5千円の減額を計上しております。

歳入でございますが6ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス計画費収入、事業費の決算見込みによります69万4千円の減額を。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に、今回の補正予算に係る所要の財源として調整を計上したところでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくをお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

次に、議案第61号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目農業集落排水事業費については、決算見込み等による予算の調整を行い、2款公債費、1項公債費については、元金利息の確定に伴う追加を計上いたしました。

それに伴う歳入7ページです。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料から、7款町債、1項町債、1目下水道債まで、12万8千円の追加を計上いたしました。

4ページをお願いします。

第2表 債務負担行為であります。令和5年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、し尿処理場管理委託の期間と、限度額を設定を行うものでございます。

続いて、下段、第3表 地方債補正についてでございますが、下水道事業法適用化業務委託の決算見込みによる歳出予算の補正予算の補正に合わせて、地方債についても調整するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

以上、ご審議ご決定くださるようよろしく申し上げます。

町民保健課長（上大川秋広君）

続きまして、議案第62号をお願いいたします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたし

ます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料に56万7千円の減額。同じく、2目普通徴収保険料に71万6千円は、保険料賦課による収入見込みによる調整による増額を計上いたしました。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金4百15万9千円は、繰入れ対象事務費の減に伴う減額を計上いたしました。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、2目還付金24万6千円は、支払い見込み額の確定のために減額を計上いたしました。同じく、4項1目雑入31万7千円は、後期高齢者医療制度特別対策補助金交付額決定による増額を計上いたしました。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金91万3千円は、前年度繰越金受入れによる増額を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万6千円は、執行見込み残のために減額を計上いたしました。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費7万1千円は、執行見込み残のために減額を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金50万3千円は、収入見込み保険料の徴収に伴う増額を計上いたしました。

3款保健事業費、1目保健保持増進事業費、1目保健保持増進事業費2百99万3千円は、執行見込み残による調整のために減額を計上いたしました。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目還付金23万7千円は、執行見込み残による調整のために減額を計上いたしました。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（中之浦伸一君）

次に、議案第63号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

5ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益、第1項営業収益及び下段の第2項営業外収益については、実績見込みによりそれぞれ調整したものでございます。

6ページをお願いします。

支出の、第1款資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、第1項企業債については、改良事業費の実績見込みにより、失礼いたしました。

6ページを最初から説明させてください。

支出の第1款事業費用、第1項営業費用について、第1目原水及び浄水費、及び第4目総係費については、必要額及び不要見込額の調整でございます。

7ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、第1項企業債については、改良事業費の実績見込みにより企業債の見込額を調整したものでございます。

下段の支出、第1款資本的支出、第1項改良事業費については、実績に基づく不用額の調整でございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

議案第56号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第57号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第58号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決しました。

これから質疑を行います。

議案第59号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決しました。

これから質疑を行います。

議案第60号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第61号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決しました。

これから質疑を行います。

議案第62号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第63号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第64号 南大隅町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第13 議案第64号 南大隅町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第64号は、南大隅町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、子ども子育て支援法が一部改正され、子ども子育て会議に関する条項が変更されたため、所要の改正を行うものでございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号 南大隅町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 南大隅町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第65号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第14 議案第65号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第65号は、南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴う、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第65号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第65号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第15 議案第66号 南大隅町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第16 議案第67号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第17 議案第68号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第15 議案第66号 南大隅町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第17 議案第68号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件まで、以上3件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第66号から議案第68号までを一括でご提案させていただきます。
議案第66号は、南大隅町職員等旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本改正につきましては、経済状況や近隣市町の県外日当の額を勘案し、これまで1,000円であった県外日当を2,400円に改めるものでございます。

議案第67号では、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例のうち別表を、議案第68号では、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例のうち別表第1について、南大隅町職員等旅費に関する条例に定める額と同額とする旨の改正をそれぞれ行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

3件一括して、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第66号 南大隅町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号 南大隅町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 南大隅町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第67号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第68号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第18 議案第69号 南大隅町個人情報保護に関する法律施行条例制定の件
- ▼ 日程第19 議案第70号 南大隅町個人情報保護条例の廃止について
- ▼ 日程第20 議案第71号 南大隅町情報公開・個人情報保護審査会条例制定に伴
- ▼ 日程第21 議案第72号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件に

▼ 日程第22 議案第73号 南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第18 議案第69号 南大隅町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件から、日程第22 議案第73号 南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件まで、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第69号から議案第73号は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、令和5年4月1日から、個人情報保護制度が全国統一のルールとなることから、本町の運用状況を踏まえ、同法に基づいた個人情報保護制度を運用していくため、現行の南大隅町個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定するとともに、関係条例の規定を整備するものです。

議案第69号は、南大隅町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び、議案第70号、南大隅町個人情報保護条例の廃止につきましては、本町における個人情報の取扱いが、改正法に基づく運用となるため、現行条例を廃止するとともに、改正法の規定に基づき、町独自に定めるべき事項を定めた条例を制定することを提案するものでございます。

議案第71号の南大隅町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、審査会の効率的な運営を行う必要があること及び国における審査会の体系に鑑み、情報公開条例に規定する審査会について、個人情報保護制度と情報公開制度の両制度における審査請求及び運用に係る調査審議を合わせて取り扱う諮問機関として設置するため、新たに条例を制定することを提案するものでございます。

議案第72号の南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例の件につきましては、不開示情報及び開示請求に係る手数料の規定のほか、改正法の規定を踏まえて、個人情報保護制度と情報公開制度について文言等を統一するなど、両制度の整合性を図るため、改正を提案するものでございます。

議案第73号、南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

5件一括して質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第69号 南大隅町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号 南大隅町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 南大隅町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第70号 南大隅町個人情報保護条例の廃止について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号 南大隅町個人情報保護条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 南大隅町個人情報保護条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第71号 南大隅町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号 南大隅町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 南大隅町情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第72号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第73号 南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号 南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第23 発委第4号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第23 発委第4号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[議会運営委員長 津崎 淳子 さん 登壇]

議会運営委員長（津崎淳子さん）

ただいま議題となりました、発委第4号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本町議会における個人情報の適正な取扱いについては、現在、南大隅町個人情報保護条例において規定されておりますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、町条例が廃止され、改正後の法律は議会が対象とされていないことから、本町議会としての新たな個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものであります。

個人情報の開示等に関わる規定については、建前と同様で、改正個人情報保護法に沿った内容となっております。

また、罰則規定については、鹿児島地方検察庁と協議をし、貴案を相当と思料する旨の回答を得ております。

以上、よろしくご審議ご決定くださるようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、発委第4号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、発委第4号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
休憩します。

10 : 59

～

11 : 10

- ▼ 日程第 24 議案第 74 号 令和 5 年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第 25 議案第 75 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 26 議案第 76 号 令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 27 議案第 77 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 28 議案第 78 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 29 議案第 79 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について

- ▼ 日程第 30 議案第 80 号 令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 31 議案第 81 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計予算について

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

日程第24 議案第74号 令和5年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第31 議案第81号 令和5年度南大隅町水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

ただいま、一括提案となりました議案第74号から議案第81号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に令和5年度の町政運営に関します私の施政方針を述べさせていただきますと存じます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、希望するすべての方に円滑なワクチン接種ができる体制づくりに努め、町民の皆様にはワクチン接種へのご理解と感染防止対策に取り組んでいただいた事に大変感謝いたします。また、ウクライナ危機の影響により、エネルギーや原材料価格が高騰し、数十年ぶりとなる円安水準も重なったことから、燃油の高騰、生活必需品の値上がりは日常生活に大きく影響のあった1年でもありました。

そのような中、コロナ禍により諸行事の中止や縮小を余儀なくされてきておりましたが、町民の皆様の感染対策へのご理解とご協力のもと、「オドル野菜プロジェクト収穫祭」を皮切りに、それぞれのイベントが感染対策を行いながら開催できましたことに心より感謝いたします。

また昨年10月に霧島市で開催されました第12回全国和牛能力共進会において、鹿児島県勢が和牛日本一に輝き、本町から出品された2頭も上位入賞に大きく貢献し、「しらき系統」の種雄牛としての銘柄が確立されたところであります。

未だ経験したことのないコロナ禍で、任期の折り返しを迎え、3年目となる令和5年度は町民の皆様からいただいている数多くの喫緊の課題やご意見に、スピード感をもって「町民に喜んでいただける町づくり」に引き続き邁進していきたいと考えております。

そのためにも、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって全力で町政運営に取り組んでいく所存であります。特に佐多地区における人口流出につきましても、危機的状況と認識し、重点事項として人口減対策への総合的な政策取り組みを優先させていく考えであります。

私は、「町民に喜んでいただける町づくり」を目指し、就任から2年、町政を担ってまいりました。日本全国が過疎と少子高齢化の影響による労働力不足など様々な問題に直面しておりますが、本町においても様相は顕著に現れており、それぞれの集落環境も地域ごとに独自性があることから、町政をひとまとめに進めることは難題であります。

地域ごとの特性を活かし若者から子育て世代、中堅層となる働き世代、長きにわ

たり地域を支えてこられたご高齢の方々が、将来にわたり夢のもてる政策として、町民生活に密着した「第一次産業の支援」、「子育て世代の支援」、「自治会活動の支援」、この3つの想いを成就させるため、これまで申し上げております10本の柱を礎に、新たな気持ちで引き続き、取り組みを進めてまいります。

農林水産業振興については少子高齢化が進むなか、将来的な地域農業の維持継続に向け、営農の省力化やスマート農業の推進、農家の皆様の経営支援として「南大隅町農業公社」の設立に向けた準備を進め、「産業基盤環境改善対策事業」や「有害鳥獣対策事業」等も引き続き取り組んでまいります。

子育て世代への支援については、南大隅町だからできる「日本一の子育て支援策」として、「保育料無償化」や、「給食費無償化」への取り組み、佐多地区から鹿屋市の高校への通学を可能とする「高校通学等コミュニティバス実証運行事業」に取り組んでまいります。

人口減少対策としては、南大隅町の資源・魅力を効果的に関係人口拡大へとつなぎ、増えつつある「移住定住へ優しい町」として、定住希望者の就業等の要望にも対応する「特定地域づくり協同組合」制度の検討を進めてまいります。

町の予算は町民皆様の浄財であり、この予算を大事に活用させていただき、町民に納得して頂ける公平な町政であるべきと考えております。今、必要とされている政策を厳しく見極め、重点施策を中心に予算の投資と効果の早期発現を基本に、町民皆様に納得して頂ける行財政の運用に努めてまいります。

引き続き当初計上予算の概要をご説明させていただきます。

令和5年度の一般会計当初予算については、当初予算額が対前年度比2.7%、1億8千4百91万6千円の増の、総額71億5千1百71万円を計上させていただいております。予算編成の基本的方針として、まずは自治体規模に見合う長期的視点に立った健全な財政運用を目指し、南大隅町第2次総合振興計画基本構想に掲げるまちづくりの実現に向け、新たな発想と真に必要な事業を取捨選択し、自主財源の確保はもとより国県補助金の活用、有利な地方債を最大限活用するとともに、実情に即した事業の見直しを着実に実施していきたいと考えております。

新町建設計画に則った主な事業については、ハード事業に公営諏訪3号住宅現地建替事業や、神山小学校校長住宅非現地建替、活動火山周辺地域防災営農対策事業、町道辺塚港線道路改良事業、町道維持整備事業、準用河川古里川護岸補修事業、尾波瀬港浚渫事業、肝属郡医師会立病院再整備事業補助金、また、かごしま国体南大隅町実行委員会への補助金や、保育料及び給食費の完全無償化などとなっております。

歳入の確保については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は25.8%であり、地方交付税が47.7%、国・県支出金が14.1%、地方債が9.1%という状況であります。

また、歳出については、土木費が29.2%の増、これは「道路新設改良」の増によるものです。農林水産業費が18.0%の増、これは「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の増によるものであります。

投資的事業の財源には、引き続き交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。今後も、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に徹してまいります。

また、歳入確保の一環として取り組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、国債・地方債等の公共債券運用により、

安定的な歳入の確保に努めているところであります。新型コロナウイルス感染症発生やウクライナ危機により変化を求められた世界経済、引いては日本経済環境の今後の動向に注視し、株価、為替、債券等の経済市場を的確に見極めながら、安全でより効率的な運用による収入の確保に努めます。

次に、歳出における分野ごとの概要についてご説明申し上げます。

まず、産業振興についてでございます。政策の要であります推進の基本として、基幹産業である第一次産業を発展させることが、産業振興とともに地域経済の活性が地域に活力をもたらし、それぞれの地域の元気を促進するものであります。

国政におきましては食料・農業・農村基本法の見直し作業がスタートしております。その動向等を踏まえつつ、令和5年度についても昨年に引き続き、農林水産業の環境基盤整備を基軸に、若者から高齢世代まで幅広く頑張っておられる第一次産業従事者への、働く楽しみが湧き出る産業支援を行いつつ、いつまでも元気で頑張れる生産振興に支援をいたします。

また、農業立町として、持続可能な農業の実現に向け、国内情勢の動向やポストコロナを見据え、本町の特性を活かした本町ならではの農林水産業施策にスピード感をもち実施してまいります。

そのため、農林水産業の長期的安定経営の維持・発展と、温暖な気候を生かした農業の推進など、「南大隅町第2次総合振興計画」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に基づき、農業の生産性向上対策として要望の多い「産業基盤環境改善対策事業」の運用や、持続的な農業生産活動を支え、将来的には経営体の育成・支援を総合的に行う「南大隅町農業公社」の設立を目指してまいります。

本町の令和4年農林水産業生産額は現時点で、耕種部門は19億円、畜産部門は98億3千万円、水産・林業部門は44億2千万円で、総額161億5千万円と見込んでおります。令和3年より6億円ほどの増額となっております。畜産部門においては、肉用牛の枝肉相場下落で子牛価格が低迷し減額となったものの、円安や鳥インフルエンザ等による国内流通量の減少により、ブロイラーの販売価格が上昇し、畜産部門は前年並みの生産額となりました。

水産部門においては、新型コロナウイルス感染症の影響下から反転して販売環境が徐々に改善方向となったことが、増額の主な要因であります。

収益拡大を目指す農業の振興については、バレイショや豆類などの露地野菜、ピーマンや暖房インゲンなどの施設野菜、タンカンや大将季などの果樹類、それぞれの作物の生産力向上と持続性を目標に進めてまいります。

その目標に向けて、総合的な生産基盤強化による底上げや、担い手の高齢化等を踏まえたスマート農業への取り組みなどで、省力化によるコスト低減、作業の効率化などを推進してまいります。また、アボカド・パイナップル等の熱帯果樹類の高付加価値化と、販売戦略に対する創意工夫と併せ、最重要である販路拡大に向けたトップセールスでの取り組みも重点的に進めてまいります。

有害鳥獣による被害は農産物の生産現場において年々増えており、引き続き捕獲対策・被害抑制対策等の取り組みを行うため、有害鳥獣の全体個体数を減らす取り組みを講じて、捕獲頭数を増やし農家の方々が安心して農業生産に取り組める環境づくりに取り組んでまいります。また、有害鳥獣の捕獲活動にIoT機器等を活用した有害鳥獣の捕獲活動の省力化、効率化も併せて推進してまいります。

畜産振興については、収益性向上に必要な機械導入や施設整備等の基盤強化を引き続き進め、近年国内で頻発しております家畜伝染病の予防に向けて、環境対策を

着実にを行い、防疫・水際対策に、より一層努めてまいります。

また、昨年10月に開催されました第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会において「しらき系統」の種雄牛が確立されました。これにより、一層の系統造成の加速化と定着化が可能となります。今後の「しらき系統南大隅牛」のブランド銘柄確立のため、品質向上への飼養技術支援や、商品性向上に取り組み、養豚、養鶏、各農家を含め環境にやさしい畜産業経営への取り組みを目指してまいります。

林業の振興については就業人口も低迷する中ではありますが、国内外の原木需要が増えた関係もあり、原木価格は安定しており、森林所有者や林業事業者の収益が向上することによって、再造林への意欲が高まることが望まれるところであります。

近年、立木伐採後の非植林が町内外を問わず、大きな課題になっておりますことについて、再造林への推進を関係機関との連携により、強固にして取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した再造林費用への支援を行い、次世代へと繋ぐ林産地形成と、災害に強い森づくりを行います。

また、森林経営管理制度を利用して、森林整備を進めることで、CO2削減への取り組みや災害に強い森づくりは、将来への必須課題として進めてまいります。

横別府地区を中心にシキミ、ヒサカキ等の特用林産物の植栽も進んでおり、中山間地域の鳥獣害に対する影響が少ない貴重な栽培品目として、安定供給できる産地形成について品目の団地化と、省力化作業への取り組みも進めてまいります。

水産業の振興については、核となる養殖漁業及び沿岸漁業の持続的・安定的な漁業生産の持続成長化を実現するため、引き続き漁場や利活用しやすい漁港環境の整備を進め、水産物の高付加価値化、ブランド品目である「ねじめ黄金カンパチ」販路拡大と、魚食普及と併せた消費拡大に取り組んでまいります。

漁業等の整備については年次的に物揚げ場の整備や、周辺施設の整備と併せ、漁業者の労働環境の向上にも取り組んでまいります。

また、錦江湾や佐多地区太平洋岸の優良漁場を活用した漁業者及び漁業協同組合の経営安定化に向けて水産資源の保護・増殖と、瀬渡し漁業等の推進による漁場としての天然資源を活用した観光漁業への取り組みも推進してまいります。

農業委員会の活動としては、地域における農地の効率的かつ効果的な利用の在り方を明確にする、「地域計画」に伴う目標地図の素案づくりとして、農業委員と農地利用最適化推進委員がタブレット端末を活用し、農地の出し手・受け手の意向等の情報収集を行い、農地の集積・集約化に向けた利用調整に取り組んでまいります。

また、定期的な農地の利用状況調査の実施による情報共有と併せ情報伝達のスピード化を図り、遊休農地解消に伴う持続的な農地の有効利用を進めてまいります。

次に、商工業・観光振興についてでございます。

商工業の振興については、未だに収束が見通せない状況下にある新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰により、飲食業をはじめとする商工業、小売業、交通事業者など、幅広い分野において経済活動や町民生活に大きな影響を及ぼしております。

また、佐多地区では、100年以上続いた地区唯一の商店が閉店されるなど、経営者の高齢化や後継者不足も引き続き課題として顕在化しております。

商工業の支援策としては、事業継続や雇用の継続に向けた取り組みを継続し、商工会をはじめとする関係機関と緊密に連携を図りながら、経済対策の支援強化、さらに特産品開発や販路拡大など、地元事業者と協力し、収益率の高い向上を目指してまいります。

具体的な取り組みといたしましては、コロナ禍の原油価格及び物価高騰など、影響を受けている商店街の活性化に向け、消費者と町内事業者の両者の繋がりを支援するため、「プレミアム商品券発行事業」や、「最南端から元気を贈ろう事業」に取り組めます。

新たな特産品開発や販路拡大の支援では、「特産品開発支援事業」や「販路拡大支援事業」など、地元農林水産物の一次産品を生かした、魅力ある特産品の開発やPRに努め、消費者のマーケットニーズを的確に捉えた最南端ブランドの確立と、販売戦略の構築に繋がる支援を進めてまいります。

また、街並み環境の向上と商店街の活性化策として、老朽した街路灯の改修事業を、令和5年度佐多地区から取り組めます。新規事業として、町民の日常生活の買い物支援として、地域を巡回する「移動販売車導入支援事業」を計画し、ご高齢の方々がお困りにならないよう利便性の高い買い物支援策の取り組みを進めてまいります。

観光振興については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入込客が減少するなど厳しい状況が続いておりましたが、国の全国旅行支援など、様々な観光需要の喚起策により、回復傾向の兆しが見えてまいりました。

特に、本町の主要観光地である「雄川の滝」は、JR西日本の月刊情報誌「西ナビ2月号の表紙」に採用され、大手旅行エージェントが企画する旅行商品の一つとして選んで頂けるなど、観光需要の回復に大きな弾みがついております。

そのような中、本町におきましては、県の魅力ある観光地づくり事業で整備が進められてきた「雄川の滝整備事業」が3月末で完了し、遊歩道の段差が解消されるなど、介助者付きの車椅子やベビーカーを使い滝壺までの通行が可能となります。今後は、国立公園に指定された我が町の2大観光地である「佐多岬」と「雄川の滝」の「強み」や「魅力」を最大限に活かして磨き上げ、さらなる観光振興の取り組みを深めてまいります。

具体的には、「旅行商品造成支援を中心とした各種支援事業」、「ツーリズム推進協議会や観光協会を中心とした体験プログラム整備」など地域資源を磨き上げ、教育旅行や民泊による誘客促進、旅行エージェントと連携した「稼げる旅行商品造成事業」に取り組めます。

さらに、夜間プログラムや体験型観光を組み合わせ、滞在時間を長くすることで滞在型観光に結び付け、観光消費額を増やすとともに、一日も早い地域観光の回復に引き続き、積極的に取り組んでまいります。

観光協会については、一般社団法人として第2期の2年目となる事業期間がスタートします。ようやく出口が見えつつあるコロナ禍からの本格的な回復を見据え、基本方針である「観光地化へのかじ取り役」や「自立自走」に向けた関係会員の皆様の積極的な取り組み、職員の意識改革と採算性の高い自主事業を着実に実施していただき、行政依存のスタイルから独立した安定経営への取り組みを強く期待いたします。

町内の主要観光施設であるネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、さたでい号の指定管理者につきましては、コロナ禍での厳しい運営状況が続いておりますが、現下の状況下においてもお客様を迎える施設として、安心して利用できるサービス体制に努めてまいります。また、ネッピー館では温泉設備の老朽化が進んでいることから、引き続き、設備改修に向けた検討を進めてまいります。

3月末で指定管理者が撤退する「ふれあいセンターホテル佐多岬」については、

施設の老朽化の課題等を踏まえ、再開の方向性を幅広く検討してまいります。

次に、地域活性化・地方創生についてでございます。

地域振興施策の柱となる第2次総合振興計画後期基本計画も4年目を迎え、「子や孫に感動を伝えるまちづくり」の将来像達成のため、重点施策を進めるとともに、令和7年度からの第3次総合振興計画策定に向けて、アンケート調査を実施し、多くの皆様方の声を反映した新たな指針の策定に向けて取り組んでまいります。

また、国と地方で取り組む地方創生については、国において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用し全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとなっております。地方移住への関心の高まり、テレワーク推進等による新たな人材や仕事の流れが生みだされることから、本町においても、関係人口の拡大、創出など、新たな視点から少子高齢化、人口減少社会に適応したまちづくりを進めます。

ITを活用したまちづくりの推進については、政府が示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に則り、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を実現するため、外部専門家の支援を頂きながら自治体DXを進めてまいります。

そのための基盤であるマイナンバーカードの普及はもとより、自宅で各種申請ができる行政手続のオンライン化などSociety5.0の実現に向け、町民の暮らしのあらゆる面で、より良い方向に変化させるための社会システムや制度等の基盤づくりを更に推進いたします。

脱炭素社会の実現に向けては、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、錦江町・肝付町・南大隅町の3町で「ゼロカーボンシティ」の共同宣言をいたしております。町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、「環境に優しいまちづくり」のために、町民、事業者、町が一体となって環境負荷の低減に取り組むと共に、施設設置の可能性の高い条件下にある水力・風力や太陽光発電など、更なる再生可能エネルギーの導入を検討してまいります。

公共交通については、一昨年前に実施したコミュニティバス等に関するアンケート調査をもとに、要望のあった根占地区のコミュニティバスを1台追加増便し、佐多地区のコミュニティバスや乗合タクシーの運行と併せ、町内の遠隔地にお住まいの皆様方に公平なサービスの提供を行い、特に高齢者の利便性に配慮した優しい運行に努めます。

また、佐多地区から鹿屋市内の高校へ通学するため、現在運行している鹿屋と根占間の路線バス接続用に、早朝と夕方の佐多バス停留所と根占バス停留所を結ぶコミュニティバスの実証運行を行います。学生やその保護者の利便性向上を図りつつ、人口流出を防ぐための取り組みとして行ってまいります。

関係人口拡大創出については、新たな関係人口拡大への取り組みと併せて、これまで構築した関係人口を、持続的に、より深い関わりへとステップアップするための「サポーター制度」の設計を進め、中長期的な目線で移住定住を視野に入れた取り組みを展開します。

また、町の資源を活かした取り組みとして、本町の魅力を効果的に関係人口拡大へとつなぐ体験型のイベントや、モノ・コトのPRの場を設定し、ご来町いただく機会の創出も進めます。

このような取り組みを継続的に実施することにより、ふるさと納税の推進や町特産品の消費、販路拡大など、町外から応援してもらえる町づくりと、関係人口のメリ

ットとされる課題解決や地域活性化、その先の移住定住へつなげる取り組みを展開いたします。

移住定住促進対策については、「第一次産業」をベースに南大隅町らしさを前面に出した移住促進策の取り組みや移住セミナーなどによる個別相談を実施し、お試し住宅の活用や移住支援制度の周知により、人口減対策に取り組んでまいります。

また、これから移住を希望される方々が不安なく安心して移住に繋げるため、先輩移住者の方々を中心に組織された「移住定住促進協議会」を中心に、移住された方々への居住環境や新たな起業への支援を行うことにより、“移住定住者に優しい南大隅町”として町や人々の温かさをお伝えしていきます。

今回、空き家対策と新築を促進するために、定住促進住宅取得資金補助金の解体加算の新設と地域加算の増額を実施いたします。引き続き、空き家・空き地バンクへの登録の促進を図りながら、家屋情報を提供し、町内はもとより町外からの移住が図られるよう努めます。

定住希望者の募集及び住居、就業等の要望に総合的に対応する「ブロンズ人材センター」については、その在り方と方向性の見直し、特定地域づくり協同組合制度の活用等も検討してまいります。

また、移住定住希望者の相談窓口として、町外から移住された方々から幅広い観点からの提言を頂き、移住定住、人口増促進策の取り組みを進めてまいります。

地域おこし協力隊については、現在、辺塚地区公民館サポートで活動して頂いておりますが、新たに農業公社サポート、NPO法人への派遣を実施いたします。今後も、各分野で募集を行いながら、必要な人材の確保に取り組み、初期目的である活動終了後も起業し定住していただけるようご意見を賜りながら支援してまいります。

ふるさと納税については、本来の目的として納税者が応援したい自治体へ納税できる制度であります。本来の趣旨とは異なり返礼品嗜好に対する納税者も多くなっていることは否めない状況であります。昨年度も南大隅町に対する故郷への想いとして、納税いただいた方々に対しましては大変感謝申し上げる次第でございます。

今後におきましては、募集に関する情報等のリニューアルを行い、新たな返礼品の開発と対象事業者、ポータルサイトの拡充、また、返礼品事業者や関連機関との連携も強化し、応援しやすい環境づくりを意識した取り組みを展開いたします。

広報広聴については、ホームページや「広報南大隅」を活用し行政情報を提供することはもとより、SNSなどを活用した広報活動と、多言語対応を図り、ユニバーサルデザインに配慮した町民に親しみやすい広報広聴に努めます。併せて、住みやすい町づくりへの観点から、広く町民の声をお聞きするため、引き続き「出前町政座談会」の推進や、広報紙でのコラム欄の掲載を継続してまいります。

自治会組織については、人口減少とともに構成世帯数の減少から、自治会運営・存続が危うい自治会が少なくありません。引き続き地域担当職員の地域への関わりを強化し、町民から頼られる自治会支援を進めてまいります。

次に、まちづくり・生活環境についてでございます。

土木事業関連であります。第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生する安全なまちづくりと町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な社会基盤整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

道路基盤整備については、国・県の関連事業として、大隅縦貫道大中尾工区の整備に着手されました。本路線は、本町の産業、医療、防災、観光振興に極めて重要

な路線でありますので、大隅縦貫道整備促進期成会とも連携し、早期完成と全区間の同時供用開始を目指した事業推進を強力に進めてまいります。

また、県道563号辺塚根占線の出口地区の工事が進められており、赤瀬川地区の整備も、新たなルート設定による整備計画が進められましたので、早期着工に向けて強く要望してまいります。

町道関係については、町民の皆様からも数多くの要望をいただいておりますが、令和5年度当初予算では、道路新設改良工事、道路維持工事に11路線の整備費を計上しているところであります。

その他、地域の生活道路における高木伐採や除草を含めた道路維持補修につきましては、建設業者への路面補修や部分的な改良、シルバー人材センターへの除草清掃等の発注、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等のご協力を賜りながら、迅速な要望対応に心がけ、快適な生活環境の維持管理に努めてまいります。

河川関係については、雄川の護岸整備、寄り洲除去及び樋門整備や県管理河川の堆積土砂除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、施設の強靱化を含め引き続き県への要望に努め、住民生活の安全確保に努めます。

農地・農業用施設の整備については、引き続き維持補修、原材料等の支援及び災害復旧の支援など、効率的で安定した営農が展開できるよう進めてまいります。また郡地区上之原地域における畑かん施設更新事業の実施に向け継続して取り組んでまいります。

町管理の農道、林道につきましては、営農や森林施業はもちろんでございますが、地域の生活道路として利用される路線も多く、迅速な維持補修、計画的な整備に努めてまいります。

次に、住宅環境整備関連でございますが、人口減少と共に増加をしております空き家の解体を希望される所有者に、解体費用の一部を助成する「空き家等解体除去事業」及び、快適で安全安心な住宅環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、住宅改修費用の一部を助成する「住み続ける住宅助成事業」を継続実施いたします。

町営・公営住宅については、入居希望者の居住環境へのニーズが高く「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建設、改修及び解体など、長期的な視点で住宅ストックの整備に努めてまいります。今年度は計画に沿って、公営諏訪3号住宅の現地建替事業、公営辺塚団地屋上防水外壁改修事業等を実施するほか、神山小学校校長住宅建替事業を計画しております。

水道事業については、水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラのひとつであることは言うまでもありません。安全で安定した給水を持続させるため、老朽管路区間の整備推進に努め、事故等がないよう老朽化施設の更新や改修・改良を計画的かつ効率的に進めるとともに、企業会計の適正管理に努め、事業経営の安定化を図ってまいります。

また、佐多地区における農業集落排水事業については、令和6年度より地方公営企業に移行することから、長期的な運転コスト等を鑑み、財政負担の少ない方向性を引き続き模索してまいります。

次に、行政経営についてでございます。

私の目指す行政経営として、「町民から喜ばれるまちづくり」という思いを強くもっております。それを実現していくためには、情報技術の発達で加速する時代変化に対応できる職員個々の能力の向上、幅広い行政経験によるスキルの発揮が望ま

れてまいります。

具体的には、行政サービスの担い手である現在の職員数は維持しながら、「地域の本質的な課題を把握し、解決できる」人材を育成し、課題の優先順位付けや効率的な事業の統廃合が進められる職員像を目指します。

二つ目は、地域自治会と行政の二人三脚のパートナーシップを構築し、地域活性化を推進していくことであり、具体的には少子高齢化、過疎化による地域コミュニティ機能低下の防止を最優先課題とし、地域自治会個々の状況に応じた支援策となるよう活動支援である「スマイル支え合い活動事業補助金」の更なる活用が図られることと、地域実情に応じた見直しにも取り組んで参ります。

三つ目は、職場の生産性が最も上がるように、「働き方改革」、「自治体DXデジタルトランスフォーメーション」と併せ、政策目標を明確化したうえで合理的根拠に基づく、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案を意識しながら、まずは管理職から職場内での変革と実践を図り、組織や職員が最大のパフォーマンスを出せる職場環境作りに努めてまいります。

女性活躍推進室においては、昨年12月のイクボス宣言後、各課管理職とイクボス推進に取り組んでおりますが、今後は、係長職以上の職員による取り組みと、職員のスキルアップにつながるメンター制度の本格導入を進め、昨年度に引き続き、役場で働く全ての職員にとって、南大隅町役場が働きやすい職場となるよう、創意工夫をしながら取り組みに努め、職場の環境改善を目指してまいります。

町有地及び町有施設等の維持管理対策については、後世に残したい町有財産の適正配置に努めてまいります。

また、ゼロカーボンシティ宣言後の一つの取り組みとして、クリーンエネルギー自動車EVの導入を進め、脱炭素社会の実現に向け自然環境と共生する安全なまちづくりを進めてまいります。

次に、自主財源確保への取り組みについてでございます。

財政運営におきましては、町税収入の確保は歳入の根幹であり、各事業の施策を進めていくうえで、極めて重要な自主財源であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が未だ終息せず長期化している中、原油価格の高騰による電気代の大幅値上げ、円安や原材料高の影響での価格転嫁により、本町の主要産業である農林水産業をはじめ商工観光業など厳しい状況となっております。特に畜産業においては飼料価格の高騰に加え、子牛セリ価格が低迷している状況でございます。

各種町税については、税負担の公平性に鑑み、公正で適正な課税を基本に、町税をはじめとする各種債権や過年度滞納分の徴収においても、町民の公平負担の原則から、関係法令に則り執行してまいります。

また、口座振替による納付を推進し、併せてコンビニ納付やキャッシュレス決済による納付など、納付方法の選択肢を拡げてまいりましたが、新たに令和5年度からは、納付書にQRコードを導入することで、金融機関との紙ベースでの事務処理がデータ化され、事務負担の軽減が図られますので、納税者においてはスマホ操作による納付が可能となり、利便性が一層向上することで、収納率向上に繋がっていくものと期待するところです。

地籍調査事業におきましては、第7次計画に沿って継続実施していく予定でございますが、現在の認証済面積は36.81平方キロメートルで進捗率は32.49%でございます。事業完了までは相当の期間と事業費を要しますが、山間部においては、新た

な調査手法であるリモートセンシングについても導入に向けて情報収集し、円滑な事業推進が図られるよう取り組んでまいります。

次に、安心安全なまちづくりについてでございます。

全国各地で集中豪雨、洪水、地震、火山噴火など、近年の自然災害は、多発化・激甚化の様相が顕著になっております。さらには大型化し、非常に強い勢力まで発達する台風は、「特別警報」が出されるなど、大雨による浸水被害や土砂災害の可能性が高まり早め早めの避難の呼びかけが重要となってくると考えます。

本町におきましては、このような大規模災害から、町民の生命、身体及び財産、並びに地域社会を守るため、B&G財団との防災拠点施設整備事業により、災害発生時、迅速かつ効果的な緊急対応に必要な重機・運搬車・救助艇などの機材配備と防災倉庫の整備が完了することから、災害発生時の緊急対応や避難所運営を行うための人材育成研修を継続し、関係機関と連携しながら、防災活動に努めてまいります。

また時節により、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行時の体制など、懸念される状況の発生も否めないことから、避難所運営や自然災害による被害を軽減するため、今後も感染対策に配慮しつつ、各種防災訓練を充実し、町民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

また、防災・災害避難情報の周知方法としまして、現行のハザードマップに加え、パソコン、スマートフォン、タブレットなどで避難所や災害発生状況等の情報をタイムリーに確認できるWEB版ハザードマップの整備を行います。それに併せて、消防団員が迅速な消火活動を行えるよう、消火栓・防火水槽等の位置情報が確認できる機能を付帯し、災害・火災発生時に町民の生命・身体及び財産をいち早く守れる体制整備に努めてまいります。

次に、防災支援の要である消防団員の確保対策でございますが、地域防災力の充実を図る必要性を考えると、消防団員数の確保は喫緊な課題であることから、団員活動用のレインスーツやベルト支給などの消防団員の処遇改善に努め、頼られる消防団員の確保は、地域自治会の活性化にも連動することから、引き続き取り組んでまいります。

交通安全対策については、県内の交通事故発生状況を見ますと関係機関や団体等と連携した啓発活動や施設整備により、全体的に減少傾向となっておりますが、町内におきましては、昨年10月に交通死亡事故が発生しました。

引き続き錦江警察署をはじめ関係機関・各種団体と緊密に連携を図りながら、高齢者の交通事故防止対策、定期的な街頭立哨や交通安全運動キャンペーンなど、交通マナーの向上につながる効果的な交通安全教育を推進するとともに、高齢者同士の交通事故を未然に防ぐための道路環境付帯施設の整備・管理にも努めてまいります。

続きまして、福祉施策の充実についてでございます。

国全体で少子高齢化・人口減少が進行する中、生活様式や社会情勢が大きく変化してきており、個人や世帯が抱える課題の複合化、複雑化により、公的な支援制度だけでは対応が困難な事例が出てきているほか、地域での人間関係の希薄化、子育てに対する不安、引きこもり等による社会からの孤立などの課題が表面化してきております。

このような状況の中、令和4年に策定した「第2期南大隅町地域福祉計画」では、「見守りと助け合い笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に定めており、「自助・互助・共助・公助」の視点から社会福祉協議会や地域住民の皆様をはじめとする関

係機関と連携を密にし、地域住民が安心できる地域福祉の推進に取り組んでまいります。

高齢者の見守り活動については、高齢化率の高い本町において最重要課題であり、特に独居世帯については、おひとりで亡くられるという悲壮な結末とならないよう、見守り、助け合い、支えあう支援活動が効果的にできますよう自治会や地区社協の組織、社会福祉協議会の支援の輪を構築していきます。

身体的な衰えなどで食事が作れなくなった高齢者に、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康維持を図ることを目的とした「配食サービス環境の充実」、「食の自立支援事業」をはじめ、「福祉タクシー利用助成事業」など、その他の各種事業につきましても申請の簡素化や制度の利便性など、サービスの充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉については、障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、障害者の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、必要とする障害福祉サービスや相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

また、早期療育が必要な児童に対し、児童発達支援事業や放課後デイサービスなどの適切な療育を提供できるよう、関係機関との連携、相談支援体制の充実に努めてまいります。令和5年度は第3期障害者計画等の策定年度になることから、支援を必要とする方々のニーズを反映した計画となるよう準備を進めてまいります。

児童福祉については、国において4月に発足する子ども家庭庁のもとで、新たに実施される施策に注視しながら、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い「第2期子ども・子育て支援事業計画」に沿って、「子育て支援特別手当」や「子ども医療費の助成」などの事業を引き続き実施してまいります。

4月からは、ねじめこども園に続き、つじみ保育園が「保育所型認定こども園 つじみ保育園」として開所する予定であります。また佐多地区におきましては、法人継承された新しい体制により、はまゆう保育所の運営がされますので、引き続き保育環境の整備を充実させ、子育て支援サービスの更なる拡充を図ります。

また、4月からは、これまで3歳以上の幼児に適用していた保育料の無償化を、0歳から2歳児にも拡充することで、全年齢無償化となり、保護者の負担軽減、就業機会の創出に一層努め、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指した子育て支援策を推進してまいります。

次に、介護保険事業については、慢性的な介護人材不足など介護を取り巻く課題は複雑かつ深刻化してきております。介護事業者と連携し、利用者が安心して住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができるよう、介護サービスの向上に努めると共に、令和5年度は「南大隅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定年度にあたることから、町民ニーズを反映した計画となるよう準備を進めてまいります。

介護予防事業においては、引き続き商品券付きポイント事業を活用し、「ころばん体操」や「地域サロン活動」など「通いの場」の普及啓発に努めるとともに、住まい、医療、介護、予防などを一体的に地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいります。

続きまして、保健・医療・健康増進についてでございます。

住みなれた町で、安心して子どもから高齢者まで誰もが健康で心豊かに暮らしていくには、健康づくりには欠かすことのできない大切な要件です。すべての町民が

住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、引き続き町民の健康づくりに向けて、地域ぐるみの活動を推進します。

まずは、新型コロナウイルス感染症についての対応であります。

新型コロナウイルスについては、国内で初の感染者が確認されて以来3年が経ちました。県内においても、2月末時点で累計で43万人を超える感染者が確認されております。

本町においても医療機関、医師、看護師などエッセンシャルワーカーの皆様のご協力をいただきながら、ワクチンの迅速な接種に努めてまいりましたが、先月、今までどおり無料でワクチン接種ができる予防接種法上の「特例臨時接種」が、令和6年3月末まで1年間延長される見通しが示されました。今後、国から示される新たな方針に基づき、医療機関等のご協力を賜りながら、接種を希望される町民に対しワクチン接種の機会の確保に努めてまいります。

町民の皆様には、不要不急の外出や行動制限など、日常生活において不自由な暮らしを余儀なくされた、コロナ禍を乗り越え、今後、本格的にウィズコロナへ移行してまいります。

これから、新型コロナウイルス感染症については、特段の事情が生じない限り、感染症法上の分類が2類から5類に位置づけられます。この見直しに伴い、医療の提供体制や医療費負担など、あらゆる状況が今までとは大きく変遷しますが、国から発せられる情報についての的確に把握しつつ、町民が安心安全に生活できるよう、迅速な情報発信に努めてまいります。

議長（松元勇治君）

町長ここまででよろしいですか。

町長の「はい。」 という声あり

議長（松元勇治君）

休憩します。

12 : 00

～

13 : 00

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

それでは引き続き、施政方針を述べさせていただきます。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの全町民の皆様を対象として健康相談・健康診断を実施し、住民自ら生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療

に努めることができるよう支援しております。健康づくりに関心をもってもらうため、健康づくりマイレージ事業を活用した運動指導や栄養・口腔指導を実施するとともに、健康教室のリモート併用など、感染対策を施した、効果的な健康増進事業を推進してまいります。

また、令和5年度から始まる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向け、若い年代からの生活習慣の見直しや発症予防及び重症化予防対策について、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険分野との横断的な取り組みを行ってまいります。

子育て包括推進室「子育て応援センターみなまある」では、各関係機関と連携の上、順調に事業を展開しております。新たに創設されました「出産・子育て応援交付金」事業については、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を実施し、関係機関と連携し、今までの子育て支援センターの取り組みを拡充させるとともに、よりきめ細やかな対応を行い、育児不安の解消、発育発達の支援に努めてまいります。併せて、妊娠届出時と出生届出以降の面談実施後に各5万円を給付し、経済的支援にも取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業については、鹿児島県が財政運営の責任主体となって6年目となります。近年はコロナ禍における受診控え等により、一時的に医療費水準が下がっておりますが、年齢構成が高い構造的な問題に加え、高水準の医療技術と新薬の開発、生活習慣病等の重症化など、さまざまな要因により財政的に非常に厳しい状況にあると考えられます。県並びに国保連合会等と連携を図りながら、特定健診・保健指導事業の取り組み及び健康増進の普及啓発を推進し、国保事業運営の健全化に努めてまいります。

後期高齢者医療制度については、介護予防事業との一体的な取り組みを令和5年度から本格的に取り組み、健康寿命を延ばすために、高齢者の特性を踏まえた健康課題への対策を進めてまいります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を目指し、広域連合や各関係機関とのさらなる連携を図ってまいります。

環境衛生については、国内における様々な物価上昇は、町民の生活に直結して生活必需品でもある一般家庭用のごみ袋にも、大きな影響を与えてくることから、令和5年度からのごみ袋の販売方法を一部見直すとともに、物価上昇による町民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、南大隅町ポイ捨て禁止の取り組みでは、環境美化指導員による継続的な巡回と啓発活動と合わせまして、関係機関とも連携し環境美化に努めてまいります。循環型社会構築に向けては、限りある資源を保全するため、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用するため、ごみの分別収集により再資源化を図ってまいります。

また、合併浄化槽の普及拡大を図るための措置を講じるとともに、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めてまいります。

地域医療の確保と医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域医療の核となり、「肝属郡医師会立病院」及び「おぐら病院」と連携、協力をいただきながら地域医療体制に取り組みます。

また、一次救急医療についても、引き続き在宅当番医制事業に取り組むとともに、二次救急医療体制の確立を図ってまいります。

佐多歯科診療所は指定管理を継続し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子供か

ら高齢者の方々までの医療体制を推進してまいります。

肝属郡医師会立病院の再整備については、令和4年度に決定された「再整備基本計画」を基に現在、「基本設計」の策定に取り組んでいるところであります。令和5年度では、詳細な部分まで設計を行う「実施設計」の策定に移行することとなります。住民の皆様から頂きましたご意見等を可能な限り反映させ、この地域に住む子どもから高齢者までが安心して医療を受けられる体制の構築に努めてまいります。

また、医師招聘事業については、肝属郡医師会立病院の再整備を進める中でも喫緊の課題であることを踏まえ、関係機関、団体とともに医師の確保に取り組んでまいります。

引き続き、教育行政の推進についてでございます。

「お互いを尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育」、「個々の能力を伸ばし、生きる力を育む教育」、「信頼され、地域とともにある学校づくり」、「地域社会全体で子供を守り育てる環境づくり」、「生涯学習・生涯体育の推進とスポーツ・文化の振興」を図ってまいります。

学校教育では、一人一人の個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばすために、教育環境や教育体制の充実を図り、「生きる力」を育む教育に努め、教職員の研修を充実し、きめ細やかな指導や支援を行うことで、児童生徒の学力向上に努めます。

令和5年度の学級数及び児童生徒数の見込みは、神山小学校10学級192人、佐多小学校5学級31人、小学校合計15学級223人、根占中学校6学級121人、第一佐多中学校5学級22人、中学校合計11学級143人であります。

令和5年度も引き続き、GIGAスクール構想に基づいたICT教育環境を充実し、児童生徒の情報通信技術への理解を深め、学力の向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用で、児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い教育環境づくりを進めます。

根占・佐多の両地区で立ち上げた学校運営協議会の更なる充実を図るとともに、学校と保護者、地域住民、各種団体等がより一層連携を深め、小中連携・小中一貫教育及び地域学校協働活動を一体的に推進していきます。佐多地区においては、令和7年4月に小中一貫校設立を目指し、令和5年度からソフト面ハード面両方の整備を保護者、地域の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。

学校施設については、令和4年度から着手している、神山小学校屋内運動場の改築事業を進めるとともに、引き続き、安心安全な学校施設の整備を目指し、適切な維持・補修を行います。

子育て世代の教育環境支援として、宮迫竹蔵・オノリ教育基金を活用して、小・中学校入学支援金、修学旅行助成金及びネッピー・みさきちゃん奨学金償還助成を行ってまいります。

県立南大隅高校につきましては、**入学生徒数**が定数に満たない状況であります。高校存続対策の一環として、地域みらい留学事業を継続し、南大隅高校の魅力を全国に発信し、入学希望者の確保に努めるとともに、地域に密着した魅力ある高校づくりを支援します。

学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、地元産の食材を中心に、食育の推進を図り、児童生徒に安心して安全なバランスのとれた給食を提供いたします。子育て世代支援と地場産物購入助成とあわせて、宮迫

武蔵・オノリ教育基金を活用して、給食費完全無償化を行い、更なる子育て世代の支援を行います。

また、社会教育では、人権啓発や家庭教育、高齢者などの研修会等を開催するとともに、関係機関・各種団体と連携した、取り組みを推進してまいります。地域づくりの中心となる地区公民館活動においては、地域の特性を生かした自主的活動への支援を行うとともに、活動拠点施設の維持管理に努めます。

青少年健全育成では、次代を担う子供たちに姉妹盟約自治体などと連携した、体験活動を行うチャレンジスクール事業や、中学生を対象とした町内探訪事業を行ってまいります。また、定着しておりますボランティア美化活動の「南端まちづくり活動」も協働作業による青少年育成のため継続してまいります。

図書館運営では、質の高い図書館サービスを継続するため、幅広い年齢層の利用を促進し、図書館の新たな活用法も模索してまいります。令和5年は、根占図書館創設140周年を迎えるにあたり、記念行事を開催いたします。

地域文化と生涯学習の振興のため、生涯学習・町民文化祭を開催し、また文化財の保護と活用を図るため、文化財公園の整備事業を進め、伝統文化の継承のため保存会などの活動を支援してまいります。

また、社会体育では、スポーツの振興を図り、町民の親睦と健康増進を基本理念に、町民誰もが気軽に取り組めるスポーツイベントの推進や本町の雄大な自然や特色を活かしたスポーツの推進を図ってまいります。令和4年度より、町民大運動会に代わる「南大隅町スポーツイベントの日」を、各競技団体が主体となり開催いたしました。今後も、子供から高齢者まで、より多くの皆様が気軽に様々なスポーツに親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

昨年12月に、3年ぶりに、みさきドームをメイン会場として開催した佐多岬マラソンと、南大隅町地産地消フェアにつきましては、コロナ禍での開催ではありましたが、本町独自の取り組みに大きな好評をいただきました。今後もより多くの参加者や来場者の皆様に楽しんでいただけるよう工夫しながら開催をしてまいります。

社会体育施設の適正管理として、利用者に安全に施設を使用して頂くため、コロナ対策を含めた維持管理に努め、施設の老朽化による改修やご不便に感じる部分につきましては計画的に整備を図ってまいります。

本年10月開催の特別国民体育大会を迎えるにあたり、PRの一環として8月に行われる炬火リレーをはじめ、県及び関係市町、関係機関との連携を図り、根占自転車競技場を会場とするトラックレース及び一部コースを変更して行われるロードレースの成功に向けて、準備を進めてまいります。

出口の見えなかった新型コロナウイルス感染症も、ようやく明るい兆しが感じられるようになってきておりますが、令和5年度も、ただ今お示ししました政策を中心に、「町民に喜んでいただける町づくり」のため誠心誠意努力してまいります。町民目線を優先し創意工夫をしながら即実行できるご要望、長期的視点で取り組む事業等、関係者のご意見等をお聴きしながら、丁寧な町政推進に努めていく所存でございます。

議員各位におかれましても当然、日常の議員活動におきまして町民からのご要望等を多数お聞きされると存じます。議会と執行部、情報共有しながら町民の皆様に理解され、信頼される町政を目指していきたくと考えております。

以上、令和5年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と、各種施策について、令和5年度一般会計当初予算額71億5千1百71万円の計上等に基づく所信の一端を申

し述べさせていただきました。

町民皆様の理解を得られるよう職員全員で知恵を出し合い、引き続き限られた予算の創意工夫による効率運用を行い、議会の皆様方のご指導ご助言を賜り、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力してまいりますこととお誓い申し上げ、令和5年度施政方針とさせていただきます。

長時間のご清聴ありがとうございました。

引き続き、各議案の提案理由の説明をいたします。

議案第74号は、令和5年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億5千1百71万円とするもので、前年度と比較して2.7%の増となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましましたので、割愛させていただきます。

議案第75号は、令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算、第2条 一時借入金、第3条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9千3百48万円とするもので、対前年度比5.9%の減となったところでございます。

次に、議案第76号は、令和5年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千1百22万5千円とするもので、対前年度比0.6%の増となったところでございます。

議案第77号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算、第2条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3千8百53万5千円とするもので、対前年度比0.5%の減となったところであります。

次に、議案第78号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千4百92万5千円とするもので、対前年度比1.8%の減となったところであります。

議案第79号は、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算、第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千16万5千円とするもので、対前年度比45.1%の増となったところであります。

議案第80号は、令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千8百79万5千円とするもので、対前年度比3.5%の増となったところであります。

次に、議案第81号は、令和5年度南大隅町水道事業会計予算についてであります。
本件は、第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出、第5条 企業債等を定めるもので、収益的収入および支出につきましては、収入額を3億1千5百86万円、支出額を3億1千2百74万8千円、資本的収入および支出につきましては、収入額を1百50万円、支出額を1億2千86万8千円とするものであります。

ご審議のうえご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第74号一般会計予算についてご説明いたします。

1ページでございます。

議案第74号 令和5年度南大隅町一般会計予算。

令和5年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億5千1百71万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（上大川秋広君）

それでは、議案第75号 国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

1ページでございます。

議案第75号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算。

令和5年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9千3百48万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

それでは、議案第76号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。

23ページをお開きください。

議案第76号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計予算。

令和5年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千1百22万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

よろしくご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

続きまして、議案第77号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてご説明いたします。

46ページをお願いいたします。

議案第77号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算。

令和5年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3千8百53万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、議案第78号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてご説明いたします。

67ページをお願いいたします。

議案第78号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算。

令和5年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次

に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千4百92万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

次に、議案第79号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

77ページをお開きください。

議案第79号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計予算。

令和5年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千16万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

よろしくご審議ご決定くださるようお願いいたします。

町民保健課長（上大川秋広君）

それでは、議案第80号 後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

88ページをお願いします。

議案第80号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和5年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千8百79万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願い申し上げます。

建設課長（中之浦伸一君）

次に、議案第81号 令和5年度南大隅町水道事業会計予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第81号 令和5年度南大隅町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和5年度南大隅町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数3,635戸。
- (2) 年間総配水量785,019^m³。
- (3) 一日平均配水量2,150^m³、
- (4) 主な建設改良事業

浄水場及び配水管整備事業1百50万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款 事業収益3億1千5百86万円。

第1項 営業収益1億3千2百43万6千円。

第2項 営業外収益1億8千3百42万4千円。

支出。

第1款 事業費用3億1千2百74万8千円。

第1項 営業費用2億9千1百2万6千円。

第2項 営業外費用2千72万2千円。

第4項 予備費1百万円。

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1千9百36万8千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

収入。

第1款 資本的収入1百50万円。

第1項 企業債1百50万円。

支出。

第1款 資本的支出1億2千86万8千円。

第1項 建設改良費3百74万6千円。

第2項 企業債償還金1億1千6百12万2千円。

第3項 予備費1百万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業債。限度額1百50万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましてはお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならない。

(1) 職員給与費3千1百24万1千円。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2千1百8万2千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

議案第74号 令和5年度南大隅町一般会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第78号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第79号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第80号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第81号 令和5年度南大隅町水道事業会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第74号から議案第81号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号から議案第81号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定

しました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

1 3 : 3 5

～

1 3 : 4 2

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に浪瀬敦郎君、副委員長に木佐貫徳和君が互選されましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月16日、午前10時から開きます。

3月7日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和5年 3月 3日 午後 1時43分